NPO法人きらきら星　旅費規定

第1条　NPO法人きらきら星の理事および職員、その他代表理事が認めたもの等が社用のため出張するときは本規定により旅費を支給する。

第2条　旅費は順路によって計算する。ただし、天災その他やむを得ない事由で順路によって出張しがたい場合は実際に経過した通路による。

第3条　出張旅費は交通費および宿泊料の二種とし交通費は実費精算とする。宿泊費は５０００円補助とする。

第4条　社用のため自家用車を使用した場合、燃料費は走行距離により算出する。走行距離1Km/20円とする。

第５条　鉄道旅客運賃、船舶旅客運賃、航空運賃、駐車料金については原則実費支払いとする。特急、急行運賃については代表理事が認めた場合実費、もしくは決められた額を支払う。

第６条　旅費の請求清算は出張、社用が終わった日の月の月末に旅費交通費申請書を原則として提出する。

第７条　本規定に定めない事項については代表理事がその都度事情を考慮して決定する。

附則
この規定は令和６年６月１日から施行する。
附則
この規定は令和７年２月１日から施行する。